

令和4年度 社会教育委員会議第2回定例会議事録（摘録）

1 日 時 令和4年7月27日（水） 午後6時30分～午後8時30分

2 場 所 生涯学習プラザ 401大会議室

3 出席者

(1) 委 員

森島委員、渡邊委員、岩木委員、金丸委員、石村委員、下田委員、丹野委員、
山本委員、石川委員、大津委員、高森委員、井口委員、秋元委員、丹間委員、
中村委員、長岡委員、奥平委員、河村委員

（欠席：町田委員、和田委員）

(2) 事務局 岸生涯学習部長、箱島生涯学習推進課長、山口事業調整担当課長、
柿森社会教育施設整備担当課長、関担当係長、齋藤職員、小林職員、
柳尾職員

4 議 題（すべて公開）

(1) 報告事項

① 専門部会報告について 【資料1】

(2) 協議事項

① 「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」及び「(仮称)川崎市民館・労働会館 管理運営計画（案）」に対する意見聴取について
【資料2-1】【資料2-2】【資料2-3】【資料3】

5 その他

6 傍聴 6人

事務局 会議に先立ち、事務局からお詫びであるが、会議の招集は社会教育委員会議規則第3条に基づき議長名ですべきところ、教育長名で招集をしていた。次回からは議長名でお送りするので、この場でお詫び申し上げる。

本日の委員の出席状況は、委員20名のうち、18名出席で過半数以上出席のため会が成立していることを報告する。また、傍聴の出席があることを併せて報告する。

事務局 前回の会議録について承認してよいか。

議長 出席者に部長の名前が抜けている。部長の挨拶もとても大事なことを言っていたと思う。その点については、記載をしていただければと思う。

事務局 併せて記載させて頂く。

それでは、以降の議事・運営に関しては議長にお願いしたい。

< 議題(1)報告事項①専門部会について >

議長 事務局からも話があったが、次回からは議長名で招集させていただく。

それでは、次第に沿って進めさせていただきたい。

専門部会報告について、事務局から願います。

< 事務局から専門部会報告について、資料1に基づき説明。 >

議長 皆さんにご意見を伺う前に、資料3をご覧ください。これは前回皆さんにお配りした資料である。社会教育委員会には専門部会があるが、専門部会が個別に審議しており、繋がりが無いのが問題ではないかと思う。社会教育委員の立場として、各審議会の状況を知ると共に、私たちの会議についても知っていただく必要があると思う。連携していくことが大事なので、資料3のように、7月、9月、12月、3月と定期的に報告してもらい、意見交換をしていきたい。今後、指定管理者制度が導入されるにあたり、どういう仕組みでお互いに連携するのかを考えることも大事である。急に制度を変えることもむずかしいと思うので、一年間かけて、どういう報告の仕方をしたらよいか、検討をしていけたらと思う。

それぞれの内容についての意見、どういう仕組みでどう連携していけたらいいのか、どう報告をしてもらったら有意義かという視点で意見をいただきたい。

丹 間 専門部会の審議報告書に「主な意見」という箇所がある。部会によって要点を絞って書かれていたり、意見交換の内容が具体的に書かれていたり、統一されていないが何故か。

箱島課長 専門部会とのやり取りについては、以前の社会教育委員会議の中でも議論されたことを踏まえ、報告書という形で整えたが、各専門部会の内容のトーンについて、事務局と区の職員も含めた統一感がないのは事実である。相手に分かりやすく伝わる中身で統一感を持った記載にしたいと考えている。

丹 間 例えば連携という意味では、市民館・図書館の管理運営の考え方の案について、各専門部会でも議論されていると思うが、それぞれの部会でどんな意見が出ているのか一覧で見たい。

議 長 それぞれの専門部会で、本日の協議事項で話す内容について、出された意見を抜粋するなど、次回までにまとめてほしいがやっていただけるか。

箱島課長 「市民館・図書館の管理・運営の考え方」等について、専門部会でどんな意見が出たのか、まとめたものをお出しするというところでよいか。

議 長 お願いしたい。提言書の中に、専門部会の意見を付け加える形にできたらよいと思っている。

下 田 現状だけでなく、昨年度の課題と比較して、どうなったのか知りたいと思うので、昨年度の課題についての項目も付け加えて欲しいと思う。

議 長 課題とはなんの課題か？

下 田 その館が抱える課題のことである。市民館に若者が少ないという課題や設備の点で課題があるならそれを書いてもらって、その課題に基づいて今年度話し合わせるのだと思う。

箱島課長 報告書に記載する項目については、施設側の意見も聞いたほうが良いと思っている。施設の意向や各専門部会委員の意向も踏まえて検討したい。

議 長 施設との調整の中で決めて頂きたい。課題も、どの時点での課題かによって難しいと感じている。ただ、課題に基づいてどの様に展開していくかというのも大事な視点であり、貴重な意見である。他に何かあるか。

高 森 地域教育会議で麻生区議長から、昨年度の専門部会で建設的な意見が出ていたときいた。今年度の話だけでは、昨年度の意見が反映されないと思う。関連していると

ころは少し掘り下げてまとめていただきたい。

箱島課長 過去の専門部会での意見について、どこまでできるか、というところはあるが、追える部分についてはいただいた意見を参考にしたい。また、専門部会以外にも、地域教育会議やPTAなど約30の団体に説明に伺っており、そこでいただいた意見はまとめていと思う。

議 長 社会教育委員会議なので、少なくとも専門部会での意見まではまとめてほしいと思うが、それ以外の部分については、どこまでできるか、事務局で考えていただければと思う。

専門部会の報告については、どういう書式で報告していくのがよいか、今後も意見を事務局に出してほしい。

< 議題(2)協議事項①「市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」及び「(仮称)川崎市民館・労働会館 管理運営計画(案)」に対する意見聴取について >

議 長 それでは、(2)協議事項①「市民館・図書館の管理運営の考え方」に関する意見聴取について、事務局から説明をお願いします。

事務局 どのようなかたちで社会教育委員会議としての意見をまとめるのか、議長・副議長と相談しているところである。資料2-1は、後ほど中村議長から御説明いただくが、資料2-2は、6月いっぱいまでに皆様からいただいた意見や質問に対する市の考え方をお示ししたものである。これについては、事前に委員の皆様へ資料をお送りしている。資料2-3は、奥平委員からも資料をいただいているが、前回の会議でも平成26・27年度の研究報告書について意見をいただいたので用意したものである。

議 長 川崎市の社会教育の制度が大きく変わろうとしている。決定しているものについて、いかに良くしていくかという視点に立ってまとめていく必要があると思うので、個人ではなく社会教育委員会議として意見を出していきたい。なぜ、意見を3回でまとめるかという、教育委員会への報告に合わせているからである。

資料2-1をご覧ください。これは案であり、次回までに確定させていきたいと思う。社会教育委員会議の審議報告のところで、目的は「市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」及び「(仮称)川崎市民館・労働会館 管理運営計画(案)」で言及されている指定管理者制度の導入効果や導入にあたっての視点について、社会教育委員会議としての意見を取りまとめ、指定管理者募集時の仕様書等の作成に活かしてほしい、ということがある。主な審議内容はこの2点であ

り、経過については、第1回に事務局から説明をしてもらい、6月末までに委員の皆さんから意見をいただいたということで、意見への回答は資料2-2となっている。本日、第2回会議では、提言の案を皆さんにたたいていただき、第3回でまとめていきたい。

次のページの提言のたたき台について、議長の名前で記載しているが、皆さんの意見を取りまとめて書くつもりである。教育長に向けて出すもので、令和4・5年度社会教育委員会議としてこの2点を検討してきたということである。

次に、川崎市教育委員会は、今回の考え方（案）をまとめるにあたり、必要なプロセスを経て市としての意思決定をしたものと考えられる。その一方で、既に決定された導入の方向性を指摘する委員からの御意見・御指摘も根強く、社会教育委員会議の教育行政における位置づけに改善の余地があったことは否めない、としている。これについては、私は、決定プロセスにもっと社会教育委員の意見が反映されているものと思っていたので、改善の余地があったのではないかと考えた。そして社会教育行政の進め方への意見として受け止めていただきたい、としている。また、社会教育委員会議としても会議のあり方を改善していくので、社会教育に関する諸計画を立案する際には、適宜適切なタイミングで社会教育委員会議への説明を丁寧に行うことを要望する、と書いている。

つまり、決定はしているが決定の過程を考えると今後はしっかりと連携していきたい、社会教育委員会議も改善していくので、行政側も改善してほしいということが趣旨である。

提言として1から5項目を示しており、3ページ以降は皆さんからの意見を項目ごとに書き出している。

簡単に説明すると、1は仕様書の段階、2は選定の段階、3は評価、4は地域づくり、5は人材育成の段階でしっかりと検討することについて書いている。内容、項目等について意見をいただきたい。

意見を考える間に、平成26・27年度社会教育委員会議の研究報告について、当時の委員でもあった奥平委員から説明をいただきたいと思う。前回、下田委員からも、これまでのことを踏まえた議論をした方が良いという意見もいただいたので、奥平委員からお話いただくものである。

< 奥平委員から「地域をつなぐ拠点としての社会教育施設を求めて」～市民館、図書館のあり方を中心に～について、資料2-3及び配布書類に基づき説明。>

奥平 配布書類に沿って、資料2-3の研究報告書作成経緯と概要について報告する。
2014年当時の問題意識として、2010年から市民館事務を区長への事務委任及び補助執行となったのち数年が経ち、どのような影響があるのか、どのような状況だったのかを確認したい、というのが当時の社会教育委員会議での一つのポイントだ

った。また、2015年3月策定の「今後の事務・サービスのあり方」に、指定管理という文言が入っていたので、社会教育委員会議でも指定管理導入の是非について検討する必要があるということであった。さらに、2015年2月に中学生殺害事件が起こり、青少年の居場所ということに関して、社会教育施設がどうあるべきか、社会教育がどのようになされるべきかを検討したい、ということで、通常の会議とは別に臨時会などで、当時、重大な問題として議論した。

この大きな3つの観点から「地域をつなぐ拠点としての社会教育施設を求めて」という研究報告書を作成したという経緯がある。

報告書の結論としては、元々、補助執行が川崎市の中で実行され、社会教育の講座が形骸化したり、専門家不足が進んだりするのではないか、ということが1点、施設の老朽化や統廃合の流れがあり、宮前市民館や教育文化会館の移転等はこの時期に重なったということが1点、それらの中で運営方針としての指定管理導入が出てきたものと私は考えている。この報告書の中では、社会教育を支える情熱を持った職員の存在が必要であるが、任期制や専門性を欠く人事配置によって継続が難しくなっている現状を指摘している。また、他都市の事例を調べた結果、川崎市のこれまでの社会教育の成果を踏まると、当面の間指定管理者制度の導入の必要性はないと結論付けた。

その後の社会教育委員会議においては、平成28・29年度には「市民が生きやすい社会を創るために」～多文化共生と子どもの人権～として、子どもの居場所、多文化共生と関連してふれあい館のこと、子どもの人権について研究テーマとした。平成30・31(令和元)年度は「市民と行政の連携・協働を支える 社会教育の役割」として、当時、宮前市民館や教育文化会館の移転の問題がクローズアップされていたので、そこを中心に、また市の中でもソーシャルデザインセンターという話題があがっていたので、市民館がソーシャルデザインセンター足りえるかという視点から研究報告をした。令和2・3年度は「学びの継続を支える社会教育」～コロナ禍を背景に～ということで研究報告をした。

これらの研究に関わった者として、特に2014年の研究報告書以降、市民館・図書館のあり方というのは、常にその位置付けを検討するような議論が長く続けられてきたと認識している。ただしその当時は、社会教育をより地域に根差したものにするという観点での多拠点化、たとえばこども文化センターやいこいの家などの施設が社会教育施設になり得るのではないかと、という内容だった。なお、前提として、20万人に1つの市民館しかないという規模感で、他都市の事例では5万人に10数箇所の公民館があるという現状を踏まえると、川崎の中における公民館としての市民館は、非常に数が少ないということがあったので、多拠点化の話題や、同時期に「これからの市民館・図書館のあり方」という議論がある中で、館の運営方針や施設のあり方について長く研究を続けてきたのだと認識している。

私自身反省として、社会教育委員会議の中では、2014年の時点で指定管理者制度

は馴染まないというかたちで、導入はまだ早いという報告書を出した後に、指定管理そのものに関する議論は中心的にはしてこなかったというのが私の認識である。指定管理そのものについて、社会教育委員会議として継続して焦点化し、議論すべきだったのではないかと感じている。

先ほど議長がおっしゃったように、社会教育委員会議のあり方を改善していくということ言えば、過去において研究報告してきたことについて、当時、より踏み込んだ議論を十分にしておかなかったというのが現実だったと考えている。

資料2-3の研究報告書の位置付けについては、教育委員会から諮問されたものを答申として返すかたちではなく、形式上は社会教育委員会議が自主的にテーマを設定して研究をしているものという位置付けだと思っている。常に社会教育委員会議の中で議論されているのは、私たちの研究成果・議論の結果がより実効性を伴うものである必要があるという点である。一方で、研究報告は自主的なテーマ設定と当時の社会教育委員会議の興味関心に基づいた報告になっていたといえるので、より実効性を持たせるためには、例えば、諮問と答申のかたちをとり、教育委員会と連携や事務局との調整が、より現実的だったのではないかという思いもある。

社会教育法第17条にある通り、教育委員会への助言をするため、社会教育に関する諸計画を立案することが社会教育委員の職務とされている。これを実現するために、社会教育委員会議がこれまで以上に自ら学び、主体的に議論を尽くすこと、また教育委員会事務局との連携をより深めていくことで、私たちの意見が現実的に反映できるかたちに持っていくことが必要であると思っている。

議長 ありがとうございます。私たちの議論を教育行政に反映させられるようなやり方が大切であると考えている。委員の皆さんからいただいた意見と回答について、事務局がよくまとめてくださって、資料の事前送付をしてくださったことに感謝している。事務局も、良い市民館・図書館にしていきたいという思いがあり、私たちも良い運営をしていきたいという思いは一緒だと思う。回答をまとめた担当課長から説明をいただきたい。

山口担当課長 資料2-2についてだが、全148問、14名の委員から意見をいただいたものを列挙したものである。一つずつをピックアップしての説明はしないが、意見、質問、要望等の区分をしながら回答を作らせていただいた。また、意見書という形でいただいたものと、第1回会議で出た意見も入っている。質問等はなるべく分かりやすく回答させていただくつもりでいる。要望等も今後の制度設計に反映していけるように努めていきたい。

箱島課長 資料2-1の3ページ以降に意見の取りまとめがあるが、今後の川崎市の地域づ

くり、また社会教育の事業展開についてもまとめていただいていると思う。幅広い意見をいただいたと思っている。

社会教育委員と事務局が相互に連携していく必要があったと感じている。実効性について、決まったものは速やかに報告していきたいと思って、議長から指摘いただいた点は重く受け止めていきたいということを付け加えたい。

議長 意見はありますか。

高森 先ほど奥平委員から研究報告書の報告をいただいたが、社会教育委員ということで会議に出席していく中で、一般的に「社会教育」という言葉自体が周りの人たちに認知されていないと感じている。地域教育会議、PTAも社会教育関係団体であるが、自治体や町会で役員をやったことない人に社会教育委員会会議に出席することを伝えても「社会教育」という言葉が伝わらないことが多い。学校教育は認知されているが、社会教育の意味は分かりづらいというのが実感だ。社会教育に対する認識についても、会議を開くのであれば、2年間の任期中に何かまとめるのではなく、常に肌感として不変のものとして会議を続けていくことも重要ではないかと思う。専門部会の中で一定の報告書として挙げていくということも大事であるが、常に答えを求めつつ出てこないということも、会議の場で話をして現状を見定めることも大事ではないかと思う。もう一つは、市民館と図書館についての話の中で、どこかのタイミングで市民館の利用率が50%程度だという話が合った。目標が見えていないのではないかというのがある。どれくらいの利用率なら目標を達成しているのか、ということを考えていく必要があると考えている。市民館の施設規模、ホールと大会議室と、それぞれの目標値にも差があつてよいと思っている。常にふさがっているのも、常に空いているのも課題であると思うので、社会教育という言葉の認知ということと同じく、常に問い直すということも大事であると思う。

議長 大切なことであつて、資料3のスケジュールの通り、秋以降は生涯学習活動方針のことを取り上げていくことになるので、引き続き考えていけたらと思う。

下田 進め方で聞きたいのだが、本日は、議長がまとめた提言について議論するのか、提言書のようなものは、本日の会議の場で各委員から意見徴収した後に出てくるものかと思っている。事務方の方で、資料2-2のように丁寧な資料が出ているが、今日は多様な意見が交換されるものかと思っている。そのうえで、議長が作成してくださったようなものが出てくるものかと思っている。まとめはいつでもできると思うので、本日の進め方としては自由な意見を各委員から募るということをしていただければと思う。

議長 提言書については、次回の定例会までに固めないといけないので、本日提言書の案を出させてもらっている。意見については、自由に出していただいて構わない。

下田 意見書の提出締め切りが8月1日というのは、締め切りが短いのではないかと。一週間くらい伸ばしてもらいたい。8月1日締め切りにしている意味があるのか。

事務局 皆さんに出していただいた意見は教育委員会にしっかり伝えていく必要があると考えている。逆算してスケジュールを立てていくと、第3回定例会を8月上旬・中旬には実施してまとめていく必要があると考えている。現在次回の日程調整をしているところであるが、8月第2週に会議を実施するとなると、資料の準備等もある。後ろ倒しにするという点については、事務局も頑張りたいと思っている。

下田 ある程度考慮していただけるのか。

事務局 今日日程調整をしているが、8月2日、3日にすることは可能であっても、一週間先延ばしにすることはできない。

下田 ある程度考慮してもらえればと思う。提言書については、議長が大変苦勞して作られたものであると思うが、自分は「一方で」から始まる文書のところで、社会教育委員全員が指定管理導入の方向性に賛成しているわけでもなく、パブリックコメントを6月に実施しているので、そのことが全く触れられていないのは、いかがなものかと思っている。社会教育委員は市民の声というものも聴いて、自分なりに咀嚼して発言するという事だと思っているので、その点が引っ掛かっている。提言の2番については、公平公正な事業者を選定しようということだが、川崎市には、郷土とか地域に特徴があると思っている。南部は人権意識が高く、北部は音楽大学があったり、文化的なものだったりそういったものが盛んなので、地域性ということも加味した業者選定・評価についても入れてもらいたいと思う。3番目についてであるが、評価して終わりということではなく、業者が適していない場合はどう変更していくかということについてもいれていけたらと思っている。それから、要望であるが、指定管理が5年ごとに見直しなどあると思うが、5年、10年というスパンではなく、20年30年という長いスパンで展望できることが大切だと思うので、とりあえず5年間やっちゃえということではなく、長いスパンでみる必要があると思うので、新たに6番として、そういうものを付け加えてもらいたい。

議長 ありがとうございます。長いスパンも大事だと思う。初めの意見については、社会

教育委員会議として書かせてもらったもので、私たちも市民の代表として参加しているの、そういったものとして書かせてもらっている。

丹野 同じ社会教育施設であるスポーツセンターについては10年以上前に指定管理者制度が導入されている。それが入ってどのようになったか。そういったところにヒアリングするとか、そのほかの関係施設にヒアリングするとか、今後の市民館・図書館の指定管理をどう考えていけたらいいのか、例をあたっていけたらいいなど思っている。スポーツ施設についていうと、指定管理入れてよかった点もあるし、直した方がよいという点もある。そういったことを踏まえて仕様書だとか、選定委員会、地域の実情を取り入れてという意見もあったが、スポーツセンターも各区でそういった選定を行っているの、そういうことを参考にしながらやっていたらよいのではないかと思う。ヒアリングして生かしていただけたらと思う。

箱島課長 他の施設で指定管理者制度が入る中で、様々な課題について聞いている。指定管理者制度を進めるにあたっては、全庁で統一して進めていこうとしている。5年間で業者が変わってしまうということについては、市の選定については、各指定管理者施設については、4年目に総括的な評価をさせていただいて、事業運営が市民満足度につながっているか、インセンティブ条項というものがあって、次の選定につなげている。ただ、この条項も課題があって、さらに良い業者が出てくれば、そういった業者を選定することもあって、ほかの指定管理者制度が入っている施設についても加味しながら、検討していけたらと思う。

議長 丹野委員はスポーツ協会に所属しているので、これからも意見を述べていただけたらと思う。

金丸 人材育成について ICT の活用とあったが、人材育成について難しいこともあったのかなと思う。市民館・図書館を使うにあたって、幼少期の子どももいると思うので、ICTを活用することによって、社会教育のポイントや、さまざまな活動が社会教育につながることを伝えていけたら、啓発につながっていくと思う。

議長 楽しく出来たら広がっていくと思う。後ろの方に、大人のことだけでなく、子どものことも考えていけたらという点は付け加えていけたらと思う。

箱島課長 ICTの活用ということで、子どもの視点も入れていけたらよいのではないかとということについては、少し加えていくということと、前段については、大人の視点

が多いので、子どもの視点から見た時に楽しく出来たら、知ってもらおうという視点を入れられたらと思う。

議 長 子どもも含む幅広い世代を対象とする視点はとても大事だと思うので、文書の中に入れていけたらと思う。

大 津 私は青少年の団体であるが、高森委員が発言されたように、社会教育委員という会議についていまいち知れ渡っていない。私は全団体の代表という立場で参加しているので、パブリックコメント等についても、知れ渡るように配布している。そのような団体からどのような意見があるのかというのは、知りたいところである。私は途中から令和3年度から入ったのだが、アンケートを取る際に男女平等の意見について10代や20代など若い世代にアンケートを取ったので幅広いところから意見をもらえたらと思う。

議 長 様々な方の意見を入れていけたら、よりよくなると思う。

丹 間 前回実効性という言葉が出ていたが、スピード感を持ってやっていかなければいけないと思う。人材育成について金丸委員から出ていたが、すでに資料2-1の4ページに人材育成について書いているが、教育、社会教育では一番大事なのは人であるので、市民の学びあいについては職員の方がしっかり支えていくという意味では、2ページの5番に勉強会ということが記載されているが、もっと踏み込んでいただけたらと思う。具体的には資料2-2で、2, 10, 38, 60, 72, 133番などで、複数の委員から指定管理の職員の方の資質を高めるなどと、書いていただいている。学校の教員というのは研究と修養で自身を高めるというのが法的にも保障されているが、社会教育でもより重要であろう。今、資料2-1の5番では公共の社会教育施設としての機能を高めるしくみとなっているが、前段階として施設運営を担うために資質能力を高め、市民とかかわるのだと。実際に市民と接する職員の方が生き生きと働いていただいて、それが市民のためにもなるという、そんなところまで踏み込んでいただけるとありがたいのかなと。

議 長 実は私自身も5番が弱いと思っていた。「市職員と指定管理者職員の研修を充実させるとともに、資格取得を推進し、公共の社会教育施設としての機能を高める人材育成に努める」という文言で書けたらと思っている。

高 森 議長がたたき台を作っていたいただいたのは、こういう書き方になるのはしかるべきであると考えている。地域教育会議に説明に来ていただいたときに、選定評価委員

がどのような持ち方をされるのか質問したときに、専門家が入るから大丈夫であると、説明があった。3番に書かれている利用者の評価、ここに書かれていることだと、意見徴収の方法、結果の方法を検討してくださいとなっているが、もう少し具体的に記載することはできないか。これだと、方法を考える、検討するというところで終わっているが、もう少し踏み込んで、こういう対象者にこういうアンケートを取るなど、具体的に書くことはできないか。

議 長 そこまで入れるのは難しいと思うが、言われたことはその通りだと考えている。

箱島課長 今回の指定管理者制度が入っているところの現状としては、例えば利用者アンケート、労働会館の説明の中で入れているが、利用者懇談会などもある。各市民館でカラーがあるが、サークル懇談会とか、利用者の方が集まって意見を聞く仕組みがある。どういった仕組みをとるかということもある。利用者の声ということをしっかりやってほしいということはこの施設も書いてある。具体的に仕様書に記載するかどうかということは議論があるところである。公開のところについては、民間事業者活用委員会については、外部の有識者で構成されている。統一的に最近入っている公認会計士などの会計が見える専門家を入れている。市のホームページで公開される。それに対して市民館・図書館がやっている利用者の声というものを併せながら考えていくというものもある。現状で仕組みはあるので、今後もしっかり検討してもらいたいということはいれられると思う。

高 森 なかなか具体化するのには難しいと思うが、前回の会議で金丸委員からスパイラルアップの質問があったが、まずは行政サイドで企画を募って参加してもらって、その人たちに知識を得てもらって、自主事業につながるのがスパイラルアップであると思う。利用者ということばを分ける必要があるのは、講座に参加した利用者と、企画をする利用者と、同じ意見で統合されるというのは、ちょっと色が変わってくる部分であると思う。同じ利用者であるが、自主的に社会教育を展開していく人間をいかに増やしていくかというのが大事であると思う。分けて考える仕組みを考えてもらえたらと思う。

箱島課長 利用率の視点と同じ部分でご意見をもらっていると思う。アンケートのとり方等で差別化していけたらと思う。

議 長 たたき台をいま出しているのは、固まってしまった後には意見が出せなくなってしまうので、ここで、皆さんの意見をもらえたらと思っているためである。ほかに

は無いか。

井 口 議長がまとめていただいた資料で話ができ助かるのでありがたい。提言の4について、3番の評価にもつながるが、連携協働して、進められているかどうかというのはどのように可視化されているのかという点は気になっている。前回の質問に対しての回答でもあったと思うが、仕様書上でどのように描かれるのかにもよると思うが、共通認識を社会教育委員会議の中で持てたらと、可視化されたらいいのかなと思う。

議 長 ありがとうございます。井口委員の発言に基づいて書かれているところであった。

山口担当課長 資料2-2の井口委員への回答については、会議の中での発言をそのまま記載させていただいている。市民活動の広がりや地域づくりの成果についてどこまで可視化できるのかという点については、なかなか見える化は難しい点がある。高森委員がお話いただいたように、活動をやっているよと、どれだけ講座が開かれたのか、というような評価の点について、どのような視点で評価していくかという点についても、他都市の事例や今の施設の事例など、賛同した市民をどれだけ増やせたかということなどの成果の可視化について、研究させていただいて評価できる点につなげていけたらと思う。

井 口 私も個人的に復興支援に携わっていて、地域づくりについて数値化するということは難しいということは理解している。定性的になってしまう点もあると思うが、評価の視点については一緒に研究していけたらと思う。

議 長 そろそろ時間であるが、何かあるか。

下 田 私は総合文化団体連絡会から選出されているので、理事に意見を求めた。文化川崎の編集長、川崎市民劇場の事務局長である方から意見をもらったので、いくつか紹介したい。主にこの方は演劇を55年やってこられた方なので、そういった面からである。「全国的には指定管理者制度の見直しが行われている点について全く触れられていないので、納得できない」「施設管理について業者に要望しても、仕様書の範囲外であるとか、対応できないということもある。行政に伝えても委託内容の変更で対応せざるを得ず、なかなか難しいという状況もあると聞いた」というような意見。「舞台関係者の要望として、公募制をとっているが、入札制度を適用しているので、人件費の削減により舞台専門職の専門性の低下を招いている」といった

問題点に対する意見をもらった。

議長 指定管理者と行政の連携の在り方というのを今後考えていけたらと思う。最後に奥平委員から何かあるか。

奥平 私も長く社会教育委員として携わっているが、議長のイニシアチブにより様々な意見が交換されたことについては勉強になった点がある。皆さんがおっしゃった意見はそれぞれが、提言書をより膨らませる、形を整えていくうえで有用なものであったと感じた。

高森委員から初めに発言があったが、社会教育の認知度についてのご指摘については、私自身も共鳴している部分であるので、各委員の発言のそもそも社会教育とは何かということを考えてとても良いきっかけになっていると思う。

議長 提言書については、副議長と担当職員を含めて皆で作成していくものと思っているので、ブラッシュアップして進めていきたいと思う。ブラッシュアップした結果については、会議の直前になってしまうと思うが、改めてご連絡させていただきたい。

議長 前回の会議終了後に、下田委員から、以前の社会教育委員会会議では「その他」で議論をされることがあったと教えていただいた。前回は、時間が無くなり、申し訳なかった。今回、何か皆で共有したいことがあれば、お願いしたい。

特になければ、「その他」の扱いについて、お願いがある。今期の社会教育委員会会議は教育委員会会議等の開催に合わせていることもあり、検討すべき内容が多く、会議が非常にタイトである。そのため、「その他」について扱う時間が割けない可能性が高い。「その他」として時間を取って検討したい案件がある場合には、事前に事務局に言っていただきたいと思います。

それでは、予定されていた議事は全て終了したので、進行を事務局に返す。

事務局 日程調整後の第3回定例会の開催日については改めてご連絡させていただく。意見書は8月1日をメ切としていたが、8月3日までとさせていただきます。それでは、令和4年度第2回社会教育委員会会議は、以上で終了とする。

以上